

豊明市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年3月25日

豊明市監査委員

古橋 洋一

山盛 さちえ

1 監査の対象

経済建設部 環境課
教育部 生涯学習課

2 監査の期間

平成27年10月29日から平成27年11月17日まで

3 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行した事務事業

4 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

5 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 平成27年度一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託の契約事務において、監督員の任命手続きが不足していたので留意されたい。（環境課）
- (2) 放課後子ども教室スポーツ安全保険加入に伴うシステム利用料の支出事務において、支出決定伺書に支出の根拠となる添付書類に一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。（生涯学習課）

6 監査の対象

豊明市スポーツクラブ及び当該団体を所管する生涯学習課

7 監査の期間

平成27年10月29日から平成27年11月17日

8 監査の方法

平成26年度補助金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

9 監査の結果

今回監査した豊明市スポーツクラブに対する平成26年度補助事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

10 監査の対象

大脇梯子獅子保存会及び当該団体を所管する生涯学習課

11 監査の期間

平成27年10月29日から平成27年11月17日

12 監査の方法

平成26年度補助金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

13 監査の結果

今回監査した大脇梯子獅子保存会に対する平成26年度補助事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

14 監査の対象

議会事務局 議事課

15 監査の期間

平成27年10月29日から平成27年11月25日まで

16 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行した事務事業

17 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務

- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

1.8 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1.9 監査の対象

市民生活部 総務防災課

2.0 監査の期間

平成27年11月26日から平成27年12月17日まで

2.1 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年10月30日までに執行した事務事業

2.2 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

2.3 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 庁舎清掃等委託（長期継続契約）の契約事務において、業務仕様書に定める様式に一部不備が見受けられたので留意されたい。

2.4 監査の対象

経済建設部 産業振興課
市民生活部 市民課

2.5 監査の期間

平成27年11月26日から平成27年12月25日まで

2.6 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年10月30日までに執行した事務事業

27 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

28 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 高木支障枝撤去作業委託の支出事務において、予算執行の手続きに不足が見受けられたので留意されたい。(産業振興課)

29 監査の対象

健康福祉部 児童福祉課

30 監査の期間

平成27年12月28日から平成28年1月19日まで

31 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年11月30日までに執行した事務事業

32 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

33 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 1階トイレ取替工事(中部保育園)において、契約者が提出した書類に適切な受付処理がされていないので留意されたい。

また、下記保育園等の備品及び公金等の管理事務について、物品及び現金の保管状況を調査したところ、おおむね良好な管理がなされていると認められた。

監査実施日及び対象施設名

平成28年1月19日	内山保育園 南部保育園 ひまわり児童館 ファミリーサポートセンター 子育て支援センター（すまいる）
------------	---

3.4 監査の対象

経済建設部 都市計画課

3.5 監査の期間

平成27年12月28日から平成28年1月20日まで

3.6 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年11月30日までに執行した事務事業

3.7 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

3.8 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 草刈り作業委託（勅使水辺公園）の契約事務において、契約書に添付された約款に定める手続きに一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。